

2022年7月15日（8月15日〆切） のパブリックコメント概要

文責 東海電子株式会社
2022.07.15

2022年7月15日 パブリックコメント内容

第九条の十の規定の適用については、当分の間、**同条第六号**中「確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う」とあるのは「確認する」と、**同条第七号**中「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。

（注 パブリックコメントで何らかの意見が寄せられて変わる可能性はゼロではない）



警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」
「道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」

～2022年3月31日	2022年4月1日～2022年9月30日 (2022年7月15日現在)	当初 2022年10月1日	2022年10月1日～「当分のあいだ」 (2022年10月1日施行)
(1) 運転者の適性等の把握	(1) 運転者の適性等の把握	(1) 運転者の適性等の把握	(1) 運転者の適性等の把握
(2) 運行計画の作成	(2) 運行計画の作成	(2) 運行計画の作成	(2) 運行計画の作成
(3) 交替運転者の配置	(3) 交替運転者の配置	(3) 交替運転者の配置	(3) 交替運転者の配置
(4) 異常気象時等の措置	(4) 異常気象時等の措置	(4) 異常気象時等の措置	(4) 異常気象時等の措置
(5) 点呼と日常点検	(5) 点呼と日常点検	(5) 点呼と日常点検	(5) 点呼と日常点検
	(6) 運転前後の酒気帯び確認 (アルコール検知器を用いない・任意)	(6) アルコール検知器を用いた 運転前後の酒気帯び確認	(6) アルコール検知器を用いた運転前後の 酒気帯び確認
	(7) 酒気帯び確認の記録 (1年)	(7) (6) の記録 (1年) と常時有効性確認	(7) (6) の記録 (1年) と常時有効性確認
(6) 運転日誌の備付け	(8) 運転日誌の備付け	(8) 運転日誌の備付け	(8) 運転日誌の備付け
(7) 安全運転指導	(9) 安全運転指導	(9) 安全運転指導	(9) 安全運転指導

つまり、2022年4月1日の規定が、「当分の間」続くこととなる

道路交通法施行規則

アルコールチェック義務化条項第9条の10

時期変更と内容について

9条の10	旧義務化施行日 2022年10月1日～	改正後 2022年10月1日～（当分の間）
6号	運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う。	運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認する。ほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う。
7号	前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。	前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。七、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること
	https://www.npa.go.jp/laws/notification/tuutatuanzenuntenkanri.pdf	https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000238203